平成２９年（フ）第６２１６号
東京都江戸川区松江５丁目16―16―101
債務者　武富　純子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２２４号
東京都江戸川区南葛西４丁目14―28―201
債務者　小田切計彦
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２２６号
東京都大田区西嶺町24―11―201
債務者　深澤光太郎
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２３０号
東京都杉並区桃井２丁目１－６―302
債務者　村田多惠子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２３１号
東京都板橋区徳丸３丁目33―30―105
債務者　勝又　奨太
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２３７号
東京都港区麻布狸穴町57―306
債務者　カーン裕美
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２５１号
東京都江東区白河２丁目13―11
債務者　青木　弥生
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２５３号
東京都文京区千駄木４丁目23－２－102、住民票上の住所東京都文京区千駄木４丁目23―２　寿荘
債務者　福本　文俊
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２５４号
東京都江東区塩浜２丁目５－29―501
債務者　大澤　祐子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２５５号
東京都目黒区緑が丘２丁目24―17　カーサＡ―303
債務者　瀬川　祐一
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２５６号
東京都墨田区向島３丁目28―６　読売新聞
債務者　小藪　伸也
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２２５号
東京都葛飾区東新小岩６丁目４－５―202
債務者　村井　國廣
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目６番33号　レジデンスＭａｅｈａｒａ　２―Ｂ
債務者　髙橋　晴美
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３２３号
静岡市清水区由比町屋原338番地の12　パレスＩＳＨＩＫＡＷＡ104号
債務者　志村　治男
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３４号
横浜市神奈川区七島町112番地５　パレス日生ビル402号
債務者　笹枝　康二
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５７号
神奈川県鎌倉市台1683番地
債務者　乙津浩一郎
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部